

令 01 原機 (敦廢) 006

令和元年 11 月 13 日

原子力規制委員会 殿

住 所 茨城県那珂郡東海村大字舟石川 765 番地 1
申 請 者 名 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構
代表者の氏名 理事長 児玉 敏雄

高速増殖原型炉もんじゅ原子炉施設
廃止措置計画変更認可申請書

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第 43 条の 3 の 34 第 3 項
において準用する同法第 12 条の 6 第 3 項の規定に基づき、下記のとおり高速増殖原
型炉もんじゅ原子炉施設の廃止措置計画変更認可の申請をいたします。

記

- 一 氏名又は名称及び住所並びに代表者の氏名
氏名又は名称 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構
住 所 茨城県那珂郡東海村大字舟石川 765 番地 1
代表者の氏名 理事長 児玉 敏雄
- 二 廃止措置に係る工場又は事業所の名称及び所在地
名 称 高速増殖原型炉もんじゅ
所 在 地 福井県敦賀市白木 2 丁目 1 番地
- 三 廃止措置の対象となる発電用原子炉の名称
名 称 高速増殖原型炉もんじゅ

四 変更に係る事項

平成 30 年 3 月 28 日付け原規規発第 1803282 号をもって認可を受けた後、別添 1 のとおり変更を届け出た高速増殖原型炉もんじゅ原子炉施設の廃止措置計画に関し、次の事項の一部を別添 2 のとおり変更する。

六 性能維持施設

七 性能維持施設の位置、構造及び設備並びにその性能、その性能を維持すべき期間並びに研開炉技術基準規則第二章及び第三章に定めるところにより難しい特別の事情がある場合はその内容

五 変更の理由

燃料缶詰装置、缶詰雰囲気調整装置の維持期間を見直し、性能維持施設維持期間終了後の事業者自主検査及び施設定期検査の扱いを明確にする。

変更届出の経緯

変更届出年月日	変更届出番号	備 考
平成 30 年 8 月 22 日	30 原機（敦廃）002	<p>燃料体の処理準備作業の進捗を踏まえ、2018 年度の燃料体の処理の開始時期を 7 月から 8 月に変更した。</p>
平成 30 年 12 月 27 日	30 原機（敦廃）003	<p>これまでの燃料体の処理作業の進捗を踏まえ、可能な限り速やかに燃料体を取り出すために、2018 年度に実施する「燃料体の処理」を 2019 年 1 月も継続して実施する工程に変更した。併せて「模擬燃料体等の準備」の終了時期及び「燃料取扱設備点検」の開始時期を 2018 年 12 月から 2019 年 1 月に変更した。また、「定期設備点検」の期間であっても、燃料体取出し作業に影響を与えない設備の点検を行っている期間は、燃料体の取出し作業を実施する工程に変更した。</p> <p>2018 年 12 月～2019 年 1 月の燃料体の処理期間中に実施する設備点検として、燃料体の処理に影響を与えない以下の作業を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> • 燃料体の処理に使用せず、かつ、燃料体の処理に影響する系統停止や隔離を伴わない設備の点検（1 次系 B ループ

変更届出年月日	変更届出番号	備 考
		<p>設備点検等)</p> <ul style="list-style-type: none"> • 複番号機又は複数系統を有する設備であり、通常は機能の停止がなく、万が一、点検時に運転中の設備が停止したとしても、他の系統により機能が停止しない、又は、機能が必要となるまでの期間に十分な余裕があることから、安全上の問題はなく、かつ、燃料体の処理に影響がない設備の点検（淡水、排水処理設備点検等） • ドリップパン交換やグリッパ洗浄などの燃料体の処理の停止期間中に短期間で終わる点検（共通保修設備計装点検等） • その他点検のための準備作業（系統停止を伴わない、資材、足場の搬入等） <p>2019年7月以降の燃料体の取出し及び燃料体の処理期間についても、燃料体取出し作業に影響を与えない設備の点検を実施する。</p>
令和元年5月31日	令 01 原機（敦廃） 001	<p>2018年度の燃料体の処理実績を踏まえ、第11-2図に示す第1段階（燃料体取出し期間）の工程表を変更した。具体的な変更内容は以下のとおり。</p> <p>(1) 2018年度の燃料体の処</p>

変更届出年月日	変更届出番号	備 考
		<p>理で発生した設備不具合への対策実施、燃料体の取出しに向けた準備作業の慎重な実施により、2019 年度の燃料体の取出し開始時期を 2019 年 7 月から 10 月に変更した。</p> <p>(2) 今後の燃料体の処理における設備不具合の発生リスクを低減するため、燃料体の処理前及び処理期間中に設備点検を実施する期間を設けた。</p> <p>(3) 2019 年度以降の燃料体の処理については燃料体連続処理を行うことで 1 日あたりの処理体数を増加し、処理作業に要する日数を短縮した。</p> <p>(4) 燃料体の取出し及び燃料体の処理期間に、設備不具合等が発生した際に対応するための工程予備期間を設けた。</p> <p>(5) 2018 年度に発生した燃料処理設備等の不具合対策等の点検（燃料体の取出しに影響しない範囲）を 2019 年 10 月から開始する燃料体の取出し後の 2020 年 2 月まで継続し、事業者自主検査を実施す</p>

変更届出年月日	変更届出番号	備 考
		<p>るため、2018年12月からの定期設備点検（事業者自主検査）及び施設定期検査の終了時期を2019年7月から2020年2月に変更した。</p> <p>(6) 上記(1)から(5)の考え方に従い、2022年度までの各作業工程並びに燃料体の取出し及び処理体数を変更した。</p> <p>(7) 濃縮廃液等一時保管用容器の設置計画について、平成30年度における濃縮廃液の発生実績から、2020年度以降に設置する計画とした。</p> <p>(8) 昨年度に缶詰処理できなかった14体分の燃料体は、今後缶詰缶に収納しないこととし、缶詰缶に収納して燃料池に貯蔵する燃料体数を100体から86体に変更した。</p> <p>その他、本文中の記述の一部適正化とともに、上記(8)の缶詰缶に収納する燃料体数の変更等に伴い、添付書類一及び添付書類四の記述を一部変更した。</p>

高速増殖原型炉もんじゅ 原子炉施設廃止措置計画変更認可申請書
変更前後比較表

変更箇所	変更前	変更後	理由
<p>七 性能維持施設の位置、構造及び設備並びにその性能、その性能を維持すべき期間並びに研開炉技術基準規則第二章及び第三章に定めるところにより難い特別の事情がある場合はその内容</p> <p>2. 性能維持施設の保守管理</p>	<p>2. 性能維持施設の保守管理</p> <p>性能維持施設については、もんじゅの現況^{※1}を踏まえ、研究開発段階発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則（平成 25 年原子力規制委員会規則 10 号。以下「技術基準規則」という。）の要求事項に代わり、もんじゅの原子炉設置許可等、既往の許認可を基に設定している第 6-1 表に示す維持機能及び性能について、保安規定に定める保守管理に基づき、継続的な改善を図りながら維持管理する。また、第 6-1 表に示す性能維持施設の維持機能及び性能については、検査（以下「事業者自主検査」という。）によって確認するとともに、原子炉等規制法に基づく施設定期検査を受ける。</p>	<p>2. 性能維持施設の保守管理</p> <p>性能維持施設については、もんじゅの現況^{※1}を踏まえ、研究開発段階発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則（平成 25 年原子力規制委員会規則 10 号。以下「技術基準規則」という。）の要求事項に代わり、もんじゅの原子炉設置許可等、既往の許認可を基に設定している第 6-1 表に示す維持機能及び性能について、保安規定に定める保守管理に基づき、継続的な改善を図りながら維持管理する。また、第 6-1 表に示す性能維持施設の維持機能及び性能については、検査（以下「事業者自主検査」という。）によって確認するとともに、原子炉等規制法に基づく施設定期検査を受ける。<u>なお、第 6-1 表に示す維持期間を終了し、維持不要となった設備又は機能については、性能維持施設から除外される。従って、事業者自主検査及び施設定期検査が不要となる。</u></p>	<p>・性能維持施設について維持期間を終了した場合の扱いを追記</p>